

# 令和6年度第2回文京区障害者地域自立支援協議会全体会 次第

令和7年2月17日(月) 午前10時から

区民センター2A会議室

## 1 開会

開会挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明 【資料第1号】

## 2 議題

(1) 区の現状・制度説明 【資料第2号】

(2) 専門部会より活動発表

- ・相談・地域生活支援専門部会 【資料第3号】
- ・就労支援専門部会 【資料第4号】
- ・権利擁護専門部会 【資料第5号】
- ・子ども支援専門部会 【資料第6号】

休憩

(3) 障害当事者部会の取組

- ・障害当事者部会活動発表 【資料第7号】
- ・防災体験について
- ・グループホームでの暮らし
- ・トークセッション
- ・障害当事者部会員よりコメント

## 3 閉会

閉会挨拶

# 地域自立支援協議会とは

「障害のある人もない人もどうすれば、地域で暮らし続けられるか、ということを経験した立場の人が集まって、真剣に論議していく場である。また、そこで出てきた課題について、どう解決していくかを模索していく仕組みである。」

（西宮市地域自立支援協議会運営委員会会長 玉木幸則）

- ・文京区をすべての人が自分らしく生きることができる区にしていくという共通の目的を持つ
- ・そのために、障がいのある人や子どもたちの生活を「ものさし」として地域の課題や問題、社会サービスの情報の共有・整理・抽出する
- ・抽出したものを文京区等に提言・提案する
- ・地域の関係者によるネットワークを構築し、支援の工夫をおこなう
- ・文京区は2008（平成20）年3月に発足。
- ・現在、5つの部会：相談・地域生活支援、権利擁護、就労支援、障害当事者、子ども支援

これらの積み重ねにより、社会を変革していく会議体

# 国際障害者年行動計画の定義の意味

(障害者問題の解決は「すべての人々の社会づくり(A society for all)」)


「障害という問題がある個人とその環境との関係としてとらえることが、より建設的な解決の方法であることは、ますます明らかになりつつある。多くの場合社会環境が人間の日常生活での身体や精神への影響を決する。社会はいまなお身体的・精神的能力を完全に備えた人々のみの要求を満たすことを概して行っている。物理環境、保健・社会サービス、教育、労働機会、スポーツを含む文化的・社会的な生活全体を障害のある人々にとって利用しやすいように整える義務を社会は負っている。これは単に障害者のみならず、全ての人々にとっても利益となるものである。ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。」

## 障害者の権利に関する条約 (2014年2月19日効力)

第17条：「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、  
その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。」  
(integrity = 不可侵性)



人としてあたり前の生活の保障



「私たちのことを私たちぬきで決めないで！」  
(Nothing about us, without us!)

**意思決定 (支援) ・ 人生の主人公**

# 医学モデルから社会モデルへ

- 「医学モデル」: 障がいのある人が、困難に直面するのは「その人に障がいがあるから」であり、克服するのはその人や家族の責任だとする考え方

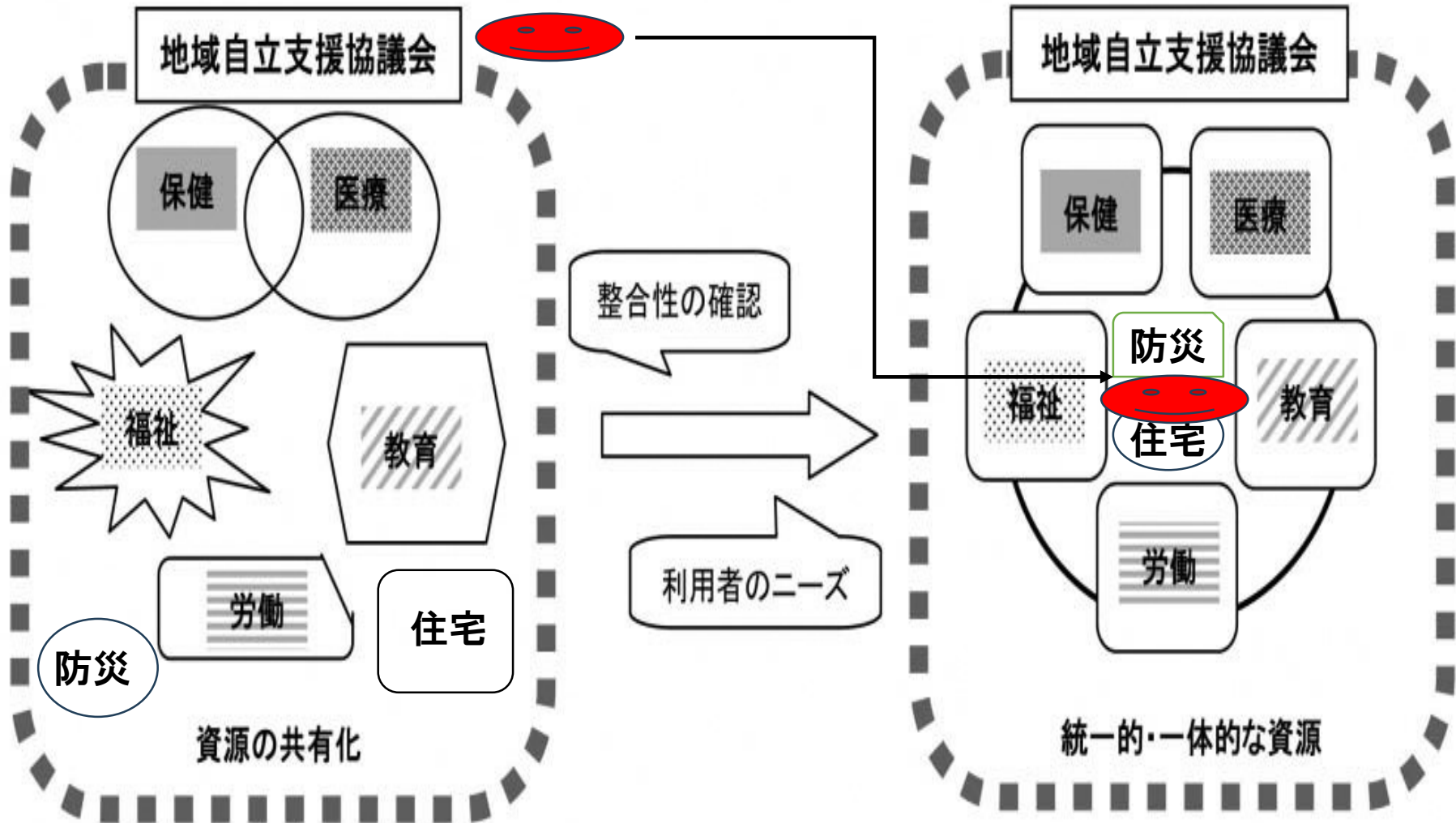
→ 訓練・指導・教育

## それに対して

- 「社会モデル」: 「社会の側が『障がい(障壁)』をつくっており、それを取り除くのは社会の責務だ」とする考え方

→ バリアフリー・環境調整・意思決定

# 官僚制・縦割り・連携不足



# 地域・連携(ネットワーク)で支える

- 本人を中心に据えて支える
- 本人の意思(望む生活)を中心に支える
- 本人の力、強さを中心に支える
- 本人の意思の実現をチームで支える
- 本人を取り巻くネットワークで支える
- 本人を権利擁護ネットワークで支える
- 本人とチームが社会資源を創出する

バリアフリー、まちづくり、障害者権利条約の具現化  
あらためて自立とは何か、そのための協議会とは

# 地域自立支援協議会の機能

## 情報機能

- ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

## 調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

## 開発機能

- ・地域の社会資源の開発、改善

## 教育機能

- ・構成員の資質向上の場として活用

## 権利擁護機能

- ・権利擁護に関する取り組みを展開する

## 評価機能

- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

# 輪島市 人口21.364人



### 輪島塗

石川県輪島市で生産される輪島塗。木で器を作り、漆を塗り、蒔絵を施す。手間と工夫の末に、丈夫で美しい漆器を作り上げていく、その工程を紹介します。（この動画は、2012年に放送したものです。）

N 輪島塗 | 地域 | NHKア-カブス



### 輪島市の朝市好調 GWに昨年並みの人出

1日の石川県内は気圧の谷の影響で曇りだった。最高気温は小松と加賀市両市で21.7度、金沢21.0度、...

北陸新幹線で行こう！北陸・信越観光ナビ

※2016/05/02

### 輪島市の特産品

- ・海産物  
(輪島ふぐ・加能ガニ・いしる)
- ・お米  
(能登棚田米・千枚田)
- ・お肉  
(能登牛・能登豚)

### 2022年ふるさと納税返礼カタログより



### 「街を元気に」輪島大祭でキリコ巡行、高校生企画の花火に歓声

石川県輪島市の夏を飾る「輪島大祭」の23日夜、巨大な灯籠（とうろう）・キリコ9基が市街地を練り歩き、復興への雄たけびを上げた。クライマックスでは、地元高校生が企画して全国に協力を呼びかけた花火大会があった。

毎日新聞 / 8月24日

# 輪島市



## 令和6年9月能登半島豪雨

2024年9月21日から23日にかけて石川県能登半島で発生した豪雨災害である。9月21日、台風14号から変わった温帯低気圧、および活発な秋雨前線や線状降水帯などの影響で、石川県の奥能登地方（能登半島北部）を中心に記録的な豪雨となった。気象庁は同日午前10時50分、石川県の輪島市・珠洲市・能登町に**大雨特別警報**を発表した。

輪島市の塚田川兩岸の被害状況空中写真。画像右下部から左上方の河口まで大きな被害が発生している。9月24日午前11時1分撮影。奥能登地域を中心に河川の氾濫、土砂災害が多発し、15人が死亡。

能登半島地震の復旧工事においても土砂崩れや仮設材の流出・破損などが生じ、国道249号中屋トンネルの復旧工事に従事していた作業員1人が死亡するなどした。また、能登半島地震によって建てられた仮設住宅が床上浸水する被害も発生した。防災科学技術研究所の調査によると、この豪雨により土砂流出が発生した箇所は**約1900箇所**に及び、**能登半島地震の約2200箇所**に迫る規模であった。



## 大雨被害の概況(R6.9)



# 学生ボランティア等に寄せられた能登の人たちの声 最低生活保障がない

- 「能登は見捨てられた」。大震災から半年。進まない復旧復興に、被災地の人々から悲痛な声がもれる。街には倒壊した建物が残されたまま。避難した住民は戻ってきていない。「なぜ能登にまた豪雨なのか、試練を与えるのか」
- 「こんな田舎にお金をかける必要はないと、切り捨てられている感じがする。都市部ではこうはならないはずだ」
- 復旧の遅れには、地理的条件の悪さや人手不足も影響していると考えられるが、能登は日本中にある過疎地の縮図だ。実際に、災害支援で訪れた北海道や四国の自治体職員からも「うちにも同じような地域があり、災害に耐えられるか不安だ」という声を聞いた。「能登が試金石になる。ここを見捨てたら、他の地域も見捨てるつもりでしょうか」
- 老舗の日本蕎麦屋のおかみさんが、復興の兆しが見えてきたこの夏に、冷房、冷蔵庫、調理場の電化製品をすべて新調したが、豪雨で使用できなくなった。「心が折れた、疲れた」
- 「こんな辺ぴな所に住むなというのが行政の本音かもしれない」けれど「ここに住みたい人がいる限り、支えてほしい」
- 「住み続けるには何が必要かを考えてほしい。最低限の生活以上は望まないのに、それすらもかなえてもらえないのか」
- バリアフルな街だけれども、ここで生まれ、育ってきた、この自然や食べ物と一緒に育ってきた。ここに住む権利がある。

# 今回は「防災」がテーマ

- 障がいのある人たちの災害時への対応を考えることは、すべての人のことを考えることになる。
- 避難所、福祉避難所、住まい、トイレ、入浴などの環境面
- 食事、服薬、介護・支援などの生活・健康面
  
- 避難の場所への方法・支援・支援者（昼間・夜間）
- サービス等利用計画等に明確化できるか
  
- 今の支援が有事の際に継続できるのかが問われてる
- 個人レベル・地域レベル・区レベル・広域レベル

区の現状について

身体障害者手帳所持者 令和5年度	
総数	4,280人
視覚	379人
聴覚・平衡	313人
音声・言語	64人
肢体	1,830人
内部	1,694人
(1級から6級)	

愛の手帳の交付 令和5年度	
総数	1,037人
18歳未満	326人
18歳以上	711人
(1度から4度)	

精神障害者保健福祉手帳 令和5年度	
総数	2,297人
(1級から3級)	

障害福祉サービスを受けている方の現状 (令和5年度実利用人数)

在宅で支援を受ける

居宅介護
身体介護 213人
家事援助 156人
通院等介助 72人
重度訪問介護 23人
同行援護 83人 (外出の支援)
行動援護 6人 (外出の支援)

障害福祉サービス以外のサービス

地域生活支援事業

- 区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を実施
- ・意思疎通支援事業 (手話通訳・要約筆記)
  - ・移動支援事業

短期的に入所する

短期入所(ショートステイ)  
福祉型 113人、医療型 4人

施設等に入所して、支援を受ける

施設入所支援  
※区内では、文京総合福祉センター内に、入所支援施設リアン文京があります。  
身体障害者 23人 (12か所)  
知的障害者 106人 (55か所)  
精神障害者 0人 (0か所)  
療養介護 13人 (病院)

グループホームに入居して、支援を受ける

共同生活援助 (グループホーム)  
身体障害者 9人 (5か所)  
知的障害者 89人 (58か所)  
精神障害者 61人 (49か所)

地域生活支援事業

- ・日中短期入所事業

日中活動の場・訓練の場など

生活介護  
身体障害者 48人 (20か所)  
知的障害者 244人 (89か所)  
精神障害者 5人 (4か所)

就労移行支援  
身体障害者 4人 (3か所)  
知的障害者 8人 (8か所)  
精神障害者 80人 (43か所)

就労継続支援  
身体障害者 10人 (8か所)  
知的障害者 142人 (34か所)  
精神障害者 160人 (53か所)

就労定着支援  
身体障害者 3人 (3か所)  
知的障害者 6人 (6か所)  
精神障害者 42人 (23か所)

自立訓練  
身体障害者 4人 (3か所)  
知的障害者 5人 (2か所)  
精神障害者 28人 (14か所)

地域生活支援事業

- ・地域活動支援センター

65 歳になると・・・

### 介護保険サービス優先の捉え方（国の事務処理要領の要約）

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスを優先することとなる。

しかしながら、障害者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、一概に判断することは困難であることから、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴取りにより把握の上、必要としている支援内容について介護保険サービスにより提供を受けることが可能か否かを適切に判断されたい。

### 児童の通所サービスを受けている方の現状

#### 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

（未就学児を対象としたサービス）

	令和5年度
実利用児数	327人

#### 放課後等デイサービス

就学している障害児について、放課後等に生活能力の向上のために、必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

（就学児を対象としたサービス）

	令和5年度
実利用児数	485人

### 障害福祉サービス（通所事業）を行う区立施設（運営は教育センター以外は委託）

#### 文京区立本郷福祉センター

- ・若駒の里  
生活介護事業
- ・JOY  
放課後等デイサービス  
（※主に中・高生を対象）

#### 文京区立大塚福祉作業所

- 就労移行支援  
就労継続支援B型
- 文京区立小石川福祉作業所  
生活介護  
就労継続支援B型

#### 児童発達支援センター

- 教育センターで、児童発達支援センター業務（療育）を実施  
児童発達支援（そよかぜ）  
放課後等デイサービス（ほっこり）

### 令和6年10月より 放課後等デイサービスロード開設

施設名 放課後等デイサービスロード 設置者 文京区 運営法人 社会福祉法人武蔵野会

住所 音羽一丁目19番18号東京都助産師会館1階

1日当たりの利用定員 20人 ※中・高生を中心としたプログラム

◎また、同一施設内において、緊急時受入れ支援事業所を開設しました。（※地域生活支援拠点の機能の1つ）

○区立施設以外にも、民営の様々な施設・事業所を多くの方が利用しています。

## 通所施設事業

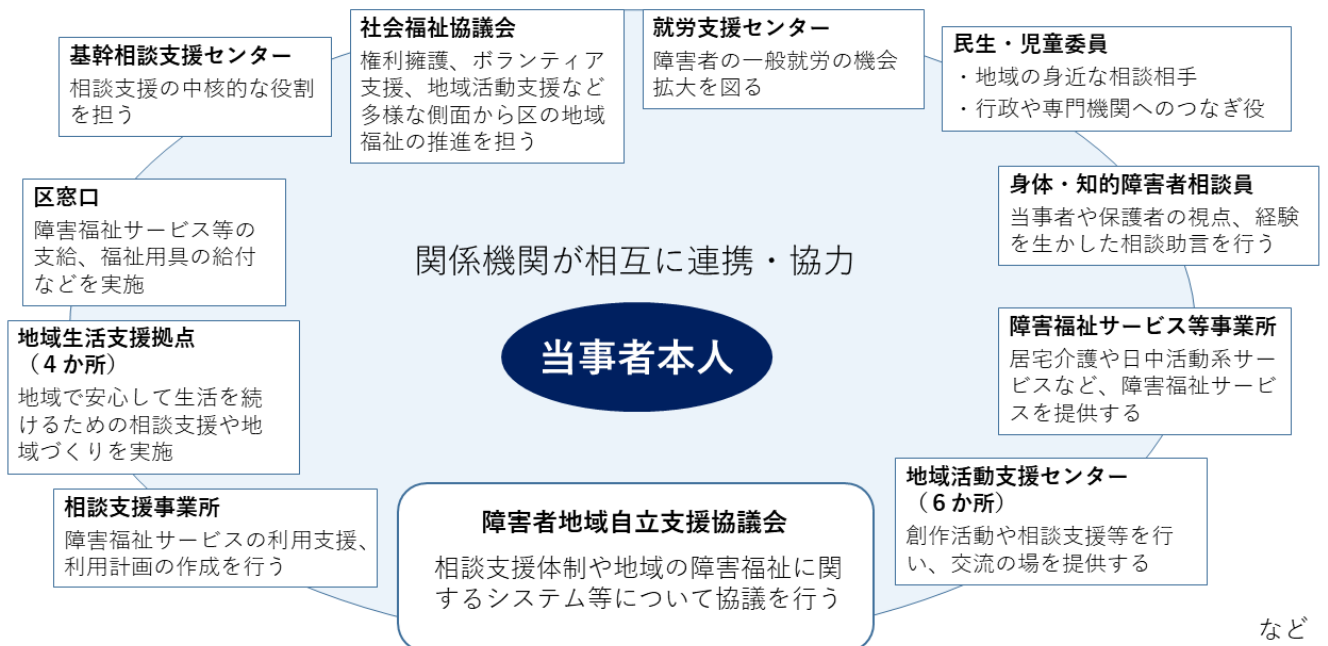
### 日中活動系サービス推進事業

障害者総合支援法で定めている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を実施する社会福祉法人等に対して、区は、以下の施設に**運営費の一部を補助**しています。(令和5年度)

#### 施設名（運営主体）

- ・は〜と・ピア（社会福祉法人文京槐の会）生活介護
- ・は〜と・ピア2（社会福祉法人文京槐の会）生活介護、就労移行支援
- ・ワークショップやまどり（社会福祉法人山鳥の会）生活介護、就労継続支援 B 型
- ・工房わかぎり（社会福祉法人わかぎり）就労継続支援 B 型
- ・銀杏企画（社会福祉法人本郷の森）就労継続支援 B 型
- ・銀杏企画Ⅱ（社会福祉法人本郷の森）就労継続支援 B 型
- ・銀杏企画三丁目（社会福祉法人本郷の森）就労移行支援
- ・銀杏企画三丁目（社会福祉法人本郷の森）就労継続支援 B 型
- ・アビーム（社会福祉法人復生あせび会）就労継続支援 B 型
- ・ワークプレイスぶんぶん（社会福祉法人武蔵野会）就労継続支援 A 型・B 型
- ・ふる里学舎本郷（社会福祉法人佑啓会）就労継続支援 B 型
- ・生活介護みらいコンパス根津（一般社団法人みらいコンパス）生活介護

## 文京区の主な相談支援体制



### 障害者基幹相談支援センター(文京総合福祉センター1階)

平成27年度開設(運営:復生あせび会・文京槐の会共同事業体)

障害者基幹相談支援センターは、障害の種別にかかわらず、総合的・専門的な相談対応を行い、自立を支援します。

また、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点となっています。

#### 令和5年度の総合相談支援業務

肢体不自由	317件	視覚障害	262件
聴覚障害	7件	内部障害	68件
その他身体障害	22件	知的障害	1,339件
精神障害	2,966件	難病	2件
不明	484件	計	5,467件

### 地域活動支援センター 施設名(運営主体)

- ・文京地域生活支援センターあかり(社会福祉法人 復生あせび会)
- ・エナジーハウス(特定非営利活動法人 エナジー本舗)
- ・地域活動支援センター みんなの部屋(公益財団法人 東京カリタスの家)
- ・マイポジション(社会福祉法人 武蔵野会)
- ・アンビション文京(特定非営利活動法人 特別支援教育研究会)
- ・地域活動支援センター ぱれっと(社会福祉法人 文京槐の会)

**相談支援** 施設や病院に入所・入院している障害のある人に対して、地域生活に移行するための相談や住居の確保、地域定着を図るための連絡・サポート体制を確保します。

#### 計画相談支援

障害のある方の状況や、その置かれている環境等を勘案して、利用するサービスの内容等を記載したサービス等利用計画等を作成します。

		令和5年度
地域移行支援	実利用者数	0人
地域定着支援	実利用者数	7人
計画相談支援	事業者数	15か所
	計画作成数	877件
障害児相談支援	事業者数	7か所
	計画作成数	397件

## 地域生活支援拠点

介護保険の日常生活圏域に合わせて 4 地区にあります。

### R 元年度開設

本富士地区地域生活支援拠点  
運営:社会福祉法人本郷の森

### R 3 年度開設

富坂地区地域生活支援拠点  
運営:社会福祉法人復生あせび会

### R 3 年度開設

駒込地区地域生活支援拠点  
運営: N P O 法人エナジー本舗

### R 4 年度開設

大塚地区地域生活支援拠点  
運営:社会福祉法人文京槐の会

★障害者が住み慣れた地域で生活をするために求められる 5 つの機能があります。

- ①「相談」
- ②「緊急時の受入れ・対応」
- ③「体験の機会・場」
- ④「専門的人材の確保・養成」
- ⑤「地域の体制づくり」

※各地区の地域生活支援拠点は「①相談」と「⑤地域の体制づくり」の 2 つの機能を担います。

その他の機能については、拠点と地域の関係機関が協力して実施していきます。

(例えば、②「緊急時の受入れ・対応」として、前述した放課後等デイサービスロードの同一施設内において、緊急時受入れ支援事業所を開設しました。)

## 重層的支援体制整備事業（令和 7 年度から本格実施）

### ※重層的支援体制整備事業とは

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等といった分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築する事業です。

### 障害者基幹相談支援センター

重層的支援体制整備事業の開始に伴い、包括的相談支援事業を担います。高齢分野、子ども分野、生活困窮分野における関係機関との連携体制を構築し、重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談に対応しつつ、相談支援事業者等への助言を行います。

### 地域生活支援拠点

重層的支援体制整備事業の開始に伴い、地域生活支援拠点は、包括的相談支援事業を担う障害者基幹相談支援センターと役割分担をしながら、高齢分野、子ども分野、生活困窮分野における関係機関と連携し、地域の相談支援を担う関係機関の一つとして、伴走的な相談支援を行います。

### 地域活動支援センター

地域づくりに向けた支援を行います。

れいわ ねんど ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつ しえん きょうぎかい  
令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会

そうだん ちいき せいかつしえん せんもんぶかい かつどうほうこく  
相談・地域生活支援専門部会 活動報告

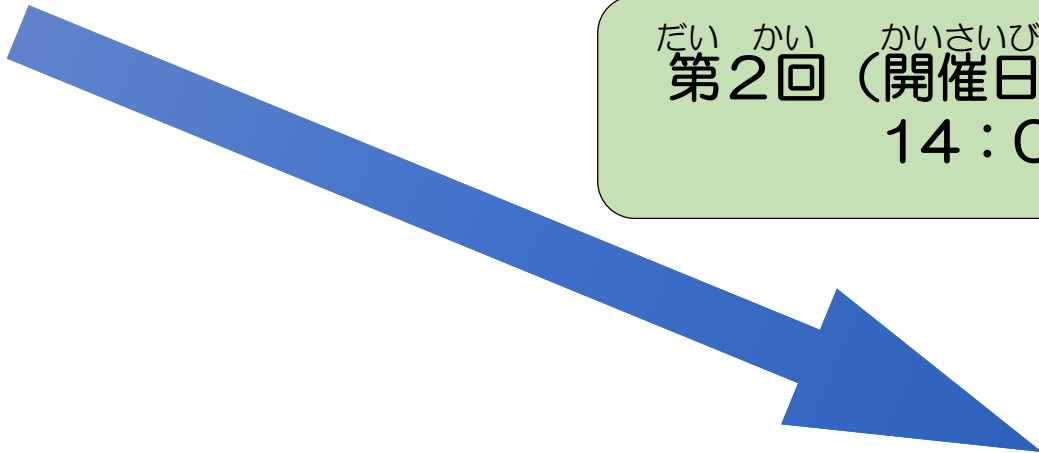
じっしじょうきょう  
●実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談・地域生活支援専門部会				だい かい 第1回				だい かい 第2回				だい かい 第3回

だい かい かいさいび れいわ ねん がつ にち きん  
第1回 (開催日：令和6年7月19日(金)  
14：00～16：00)

だい かい かいさいび れいわ ねん がつ にち きん  
第2回 (開催日：令和6年11月8日(金)  
14：00～16：00)

だい かい かいさいび れいわ ねん がつ にち きん  
第3回 (開催日：令和7年3月28日(金)  
14：00～16：00) 【予定】  
よてい 2



ほうこくないよう  
報告内容

れいわ ねんど そうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい けんとうじこう  
(1) 令和6年度 相談・地域生活支援専門部会 検討事項

しえん えんかつ ひ つ ほうほう  
(2) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

く しく  
(3) 暮らしをサポートする仕組みについて

ぶんきょうくしょうがいしゃ じけいかく れいわ ねんど ひょうか  
(4) 文京区障害者・児計画(令和3~5年度)への評価

れいわ ねんど そうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい けんとうじこう  
(1) 令和6年度 相談・地域生活支援専門部会 検討事項

しえん えんかつ ひ つ ほうほう およ  
支援を円滑に引き継いでいく方法及び

く 暮らしをサポートする仕組みについて検討する

2つのテーマ

しえん えんかつ ひ つ ほうほう  
支援を円滑に引き継いでいく方法

く 暮らしをサポートする仕組み

## (2) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

しょうがいふくし かいごほけん いこう  
障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行

ワーキンググループ

ひきつ かり さくせい けんとう  
引継ぎチェックシート(仮)作成・検討

<イメージ>

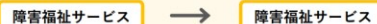
しえんしゃむ どうじしゃ いっしょ かくにん ばめん しょう そうてい  
◆支援者向け。当事者と一緒に確認をする場面での使用も想定。

まい ひきつ なが けいさい  
◆1枚のシートに引継ぎの流れ、ポイントを掲載する。

## 移行手続きに関するイメージ図

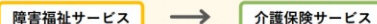
介護認定なし（介護認定非該当） 障害福祉固有サービスのみ

介護認定が非該当となった場合、または障害福祉固有のサービスのみを利用している場合は、65歳到達前と同様のサービスを障害福祉サービスにて引き続き支給することになります。

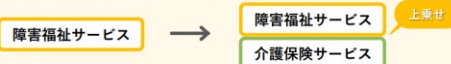


### 介護認定あり

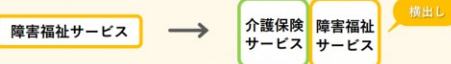
介護保険、障害福祉サービスの双方に共通するサービスで要介護認定を受けることができる場合には、介護保険サービスが優先されます。



介護保険で利用出来るサービス量が移行前のサービス量より不足する場合、不足分については介護保険サービスに上乘せするかたちで障害福祉サービスの併用ができることもあります。



介護保険にはない障害福祉固有のサービスは、介護保険サービスと障害福祉サービス双方の利用が原則可能です。



## 費用について

介護保険サービスにおいては、原則としてサービスにかかった費用の1～3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

行政窓口 ※ 障害福祉サービスの場合、障害種別によって担当窓口が異なります。

知的障害	障害福祉課 知的障害者支援係 (03-5803-1214・区役所9階)
身体障害	障害福祉課 身体障害者支援係 (03-5803-1219・区役所9階)
精神障害	予防対策課 精神保健担当 (03-5803-1847・区役所8階)
介護保険	介護保険課 介護保険相談係 (03-5803-1383・区役所9階)

文京区障害者地域自立支援協議会  
相談・地域生活支援専門部会

## 文京区版

# 障害福祉サービスから 介護保険サービスへの 移行手続きについて

すでに障害福祉サービスを利用している方が65歳の誕生日を迎える時に、

### 障害福祉サービスから介護保険サービスへ

障害福祉サービスを利用しているAさんは、介護保険申請手続きの介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは、これま思っています(利用している事業所、サービス内容及び利用者負担Aさんを事例にどのように移行していくか確認していきましょう)

#### Aさんの概要

- 身体障害者手帳1級(視覚障害)
- 障害支援区分2
- 精神障害者保健福祉手帳3級
- 所得区分 非課税世帯

#### 移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス(訪問介護)へ移行
- 同行介護 → 継続して障害福祉サービスを利用(障害)
- 就労継続支援B型 → 継続して障害福祉サービスを利用(障害)

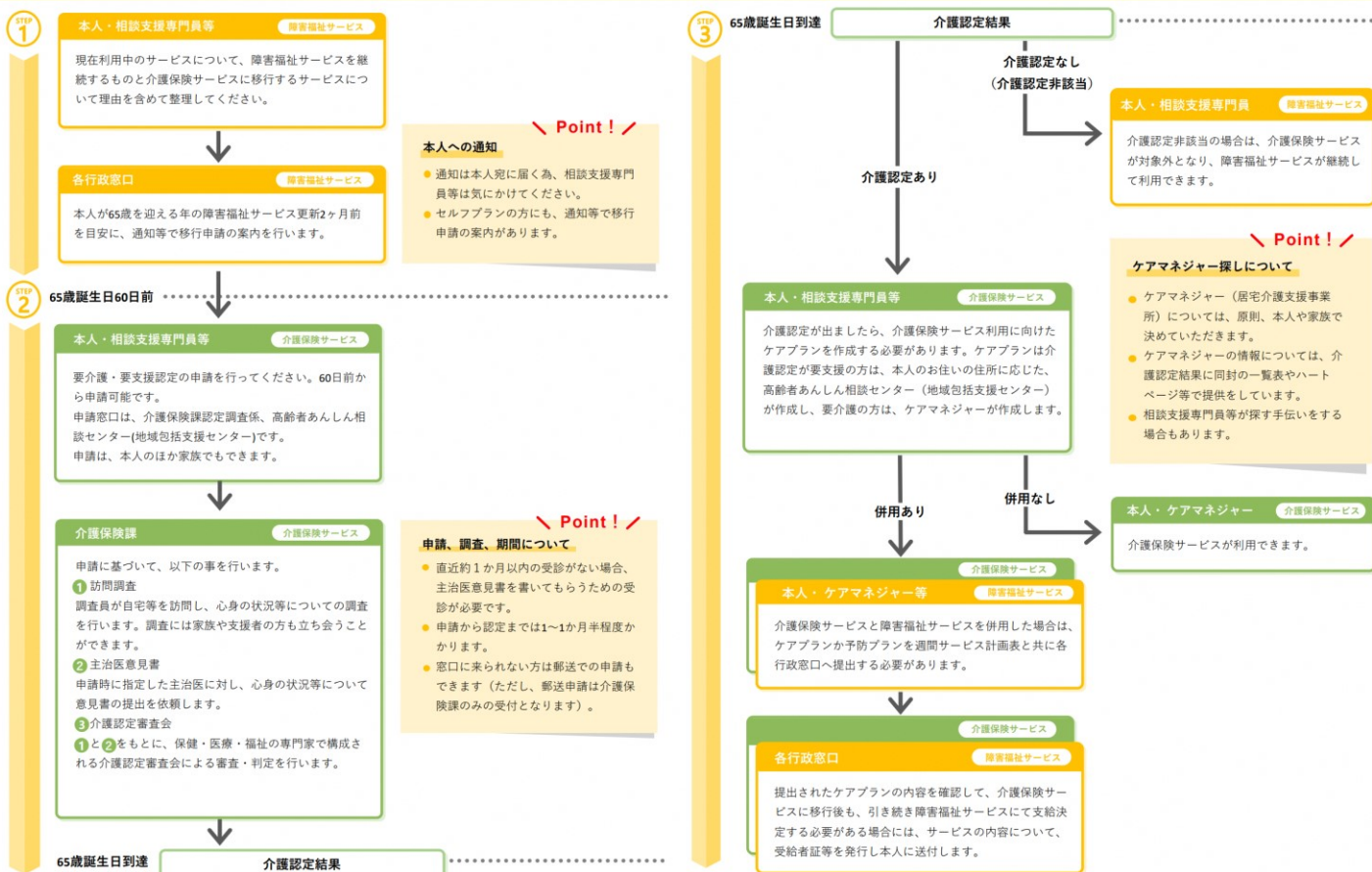
#### 利用者負担

- 障害福祉サービスは、非課税世帯であれば、利用者負担額は0円。
- 介護保険サービスは、**課税・非課税に関わらず、利用料金の1～3割**です。Aさんの場合は、障害福祉サービスで継続利用とならないサービス( )について利用者負担額が生じます。

介護保険移行後も変わらずに利用できそうで安心した。でも、負

文京区障害者地域自立支援協議会  
相談・地域生活支援専門部会

## 障害福祉サービスから介護保険サービス移行までの流れ



かんせいご ただ ちしき しゅうち けんしゅう きょうゆう ば もう  
完成後は正しい知識の周知のため、研修などの共有の場を設けていく。

# (3) 暮らしをサポートする仕組みについて

## 地域課題を3つに分けて協議

### ① 部会で検討

● 他県の先行事例を取り入れる

➡ 文京区独自の取組みを新たな事例にする

● 資源不足の事情・課題

➡ 障害種別毎に在宅生活を送っている方の事例を共有する

● 地域と障害者の接点をもつ機会がない

➡ どのような機会を設けるか具体的に協議する必要がある

### ② 事例検討・勉強会の開催

### ③ 運営会議で検討

# (3) 暮らしをサポートする仕組みについて

## 地域課題を3つに分けて協議

### ① 部会で検討

### ② 事例検討・勉強会の開催

● 親の担当ヘルパーが、障害のある子も含めて支援をしていたが、

親が倒れてそのヘルパーが子の支援に入ることになった。

➡ 本人の理解は進みやすい。全体会でも共有する。

● 訪問医療の利用方法や活用状況がわかりづらい。

➡ 勉強会を行い、制度理解を深めていく

### ③ 運営会議で検討

# (3) 暮らしをサポートする仕組みについて

## 地域課題を3つに分けて協議

① 部会で検討

② 事例検討・勉強会の開催

③ 運営会議で検討

● 住宅問題について 大家などの理解、居住支援協議会との連携

➡ 公的なサポートについて

生活保護受給者の住宅扶助費の特別基準について

地域の事例から文京区独自の暮らしをサポートする仕組みを考える

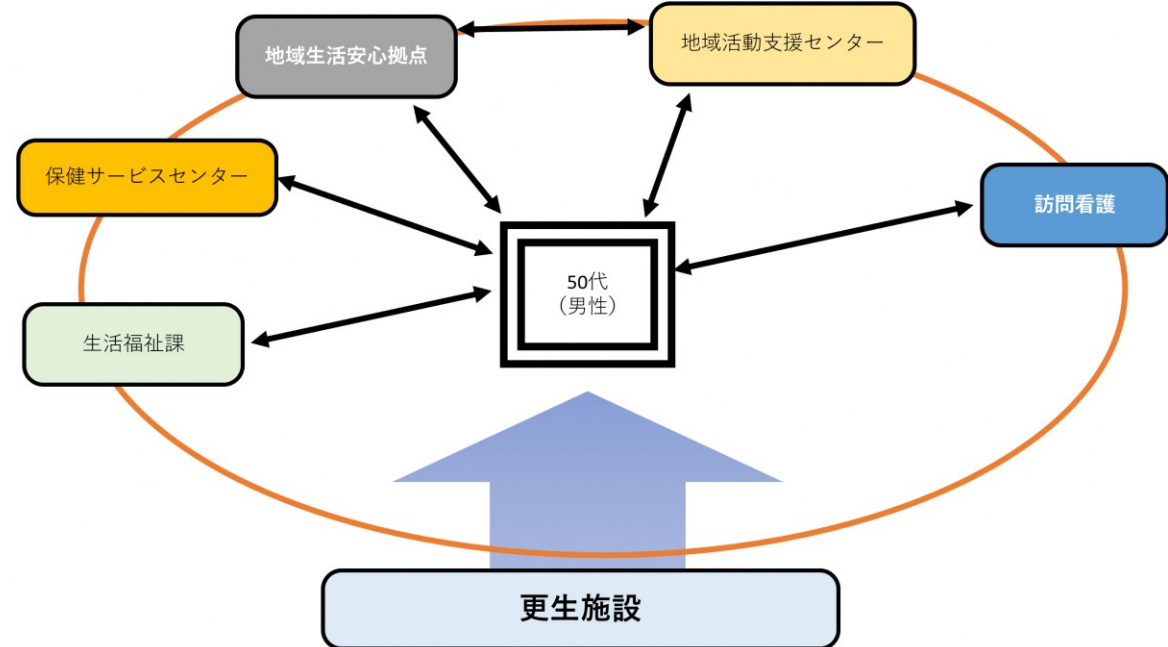
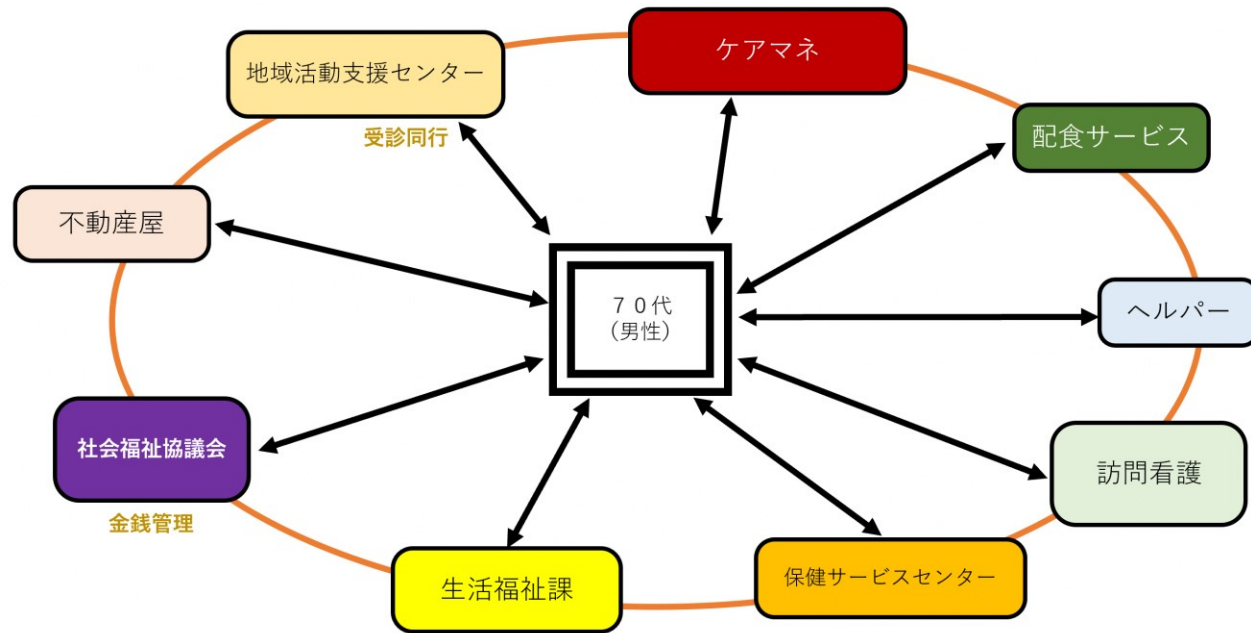
# ちいき じれい ぶんきょうく どくじ く しく かんが 地域の事例から文京区独自の暮らしサポートする仕組みを考える

## だい かい たんしんせいかつしゃ <第2回> 単身生活者

## けん じれいほうこく きょうぎ 2件の事例報告をもとに協議

### じれい 事例① こうれい せいしんしょうがい かた 高齢の精神障害の方

### じれい 事例② はっしん になて せいしんしょうがい かた 発信が苦手な精神障害の方



- しえんきかん さくせい  
チームで支援機関ノートを作成
- ケアマネジャーとのれんけい  
連携

- す うしな ぶん ろうきゅうか がまん  
住まいを失う不安から老朽化を我慢
- ほんにん あ  
本人のペースに合わせてチームづくり

## (4) 文京区障害者・児計画(令和3~5年度)への評価

者・児計画の評価について 3つに分類して意見交換

### ① 生活の場(グループホーム・入所施設)

- グループホーム拡充には、更なる行政のサポートの検討が必要。
- 住宅のバリアフリー化は、家主の許可や原状復帰費用の課題がある。
- 親子で入れるグループホームがあるとよい。
- グループホーム新設は地域の理解の促進が必要。
- 住民と障害当事者の交流する機会が大事。

## ② ちいき いこう ちいきていちゃく 地域移行・地域定着

- ちいき せいかつ しえんけいたい しめ しせつにゆうしょしゃ かのう  
• 地域で生活できる支援形態を示せば、施設入所者も可能になる。
- ざいたくいりょう う しょうがいしゃ かぞく しえん  
• 在宅医療を受けている障害者は、家族が支援できなくなり、  
にゆうしょ にゆういん おお てきせつ しえん かぞく ぶたん けいげん  
入所や入院となることが多い。適切な支援が家族の負担を軽減する。

## ③ そうだんしえん 相談支援

- みまも たいせい じゅうじつ じゅうよう  
• 見守り体制の充実が重要。
- かぞく こうれいか しえん ちょうせい こうはんい  
• 家族の高齢化により、支援の調整も広範囲になる。
- おな たちば そうだん ぶ  
• 同じ立場から相談できるピアサポーターを増やすこと。

# (4) 文京区障害者・児計画(令和3~5年度)への評価

者・児計画の評価について 3つに分類して意見交換

① 生活の場(グループホーム・入所施設)

② 地域移行・地域定着

③ 相談支援

## <全体の感想>

- 地元住民が障害者に寄り添い、地域全体で声かけできるとよい。
- 障害者が相談しやすい地域の環境づくりが大事。

文京区障害者地域自立支援協議会

# 就労支援専門部会

令和6年度 全体会 資料  
令和7年2月17日（月）

---

# 内容

01 就労支援専門部会について

02 今年度の取り組み内容について

03 来年度に向けて

---

# 01 就労支援専門部会について

就労支援専門部会では、これまで就労を通じた社会参加を促進するために、職場体験、チャレンジ雇用など、多様で柔軟な仕組みについて検討して参りました。

令和6年度は、共生のための文京地域支援フォーラム実行委員会など関係機関と連携を図り、障害のある方の就労について周知啓発の検討を行いました。

委員構成は、当事者委員、福祉、労働、医療、保健、教育と分野を横断した委員構成となっています。

## 令和元年度～令和5年度の取り組み内容

### ①文京区版 障害者就労支援ハンドブックの作成

就労を目指す方、支援者、雇用主、関係機関の分野を横断した障害者の就労支援に関する基本的な情報の共有が不足しているという課題の協議から、障害のある方、ご家族、支援者、企業の方々など、幅広く利用いただくことを目的に就労に関する様々な情報を掲載したハンドブックを作成しました。

### ②週20時間未満の働き方について協議・アンケートの実施・区内事例の共有

短時間の仕事ができる場があると、就労継続支援B型の利用者も就労へ挑戦しやすい・多様な働き方の理解啓発・制度の壁による短時間雇用の難しさという課題から、地域における週20時間未満での就労について協議を行いました。

---

# 02 今年度の取り組み内容について

## 今年度の取り組みについて

---

### 第1回就労支援専門部会

#### 【実施日時】

令和6年7月26日(金)

#### 【内容】

以下の内容について、説明と意見交換を行いました。

- 1) 令和3年度～令和5年度障害者・児計画事業実績の報告
- 2) 令和5年度障害者地域自立支援協議会全体会の報告
- 3) 第20回共生のための文京地域支援フォーラムについて

### 第2回就労支援専門部会

#### 【実施日時】

令和6年11月15日(金)

#### 【内容】

以下の内容について、意見交換を行いました。

- 1) 第20回共生のための文京地域支援フォーラムについて  
当日のイベント内容の説明と確認
- 2) 就労選択支援事業について

### 第3回就労支援専門部会

#### 【実施日時】

令和7年2月6日(木)

#### 【内容】

以下の内容について、説明と意見交換を行いました。

- 1) 第20回共生のための文京地域支援フォーラムについて
- 2) 令和6年度障害者地域自立支援協議会全体会について
- 3) 就労選択支援事業について

## 1. 共生のための文京地域支援フォーラムについて

「共生のための文京地域支援フォーラム」は共生のための文京地域支援フォーラム実行委員会により平成24年より毎年実施されてきました。障害があっても、地域から排除されず、必要なサービス・支援を確保して、自分らしい尊厳ある「地域自立生活」を営むことができる共生社会を目指しています。

文京区内において障害のある人たちへの理解を積極的に周知・啓発し、偏見や虐待などのない地域を目指し、権利擁護支援の推進を図るため、設立されました。

## 1. 共生のための文京地域支援フォーラムについて

令和6年度共生のための文京地域支援フォーラムでは、「就労」をテーマに企画したいというお話しがあり、就労支援専門部会へ協力依頼がありました。2024年11月26日(火)午前11時から午後4時まで、文京シビックセンターにて開催することとなりました。

就労支援専門部会内で周知啓発に関連した企画内容を検討し、第20回共生のための文京地域支援フォーラムでは以下の内容で実施することとしました。

- 1) 講演会
- 2) 区内企業のパネル展
- 3) 区内福祉事業所の紹介
- 4) 文の京ハートフル工房販売会の同時開催

## 1) 講演会

講演会では、企業就労されている当事者の方、その企業の職場担当者、支援者の3者にご登壇頂き、どのような業務をされているか、仕事継続のモチベーション、やりがいや大変さなどをお話ししていただき、働く方の生の声を届けられるよう企画をしました。

第1部は「精神障害のある方の働き方」株式会社日新ウエルネス

第2部は「知的障害のある方の働き方」株式会社東京ドームファシリテ  
ィーズよりお話しを頂きました。

## 講演会の様子



## 第3回就労支援専門部会での振り返りにて

講演に登壇したお二人とも、講演会の当日までの準備や当日の登壇し語られた経験を通じて、とても自信が付き新しい一歩を踏み出すきっかけになったのではないかと思います。

特に、当日難しいと思われていた質疑応答でご本人自身で回答する姿勢や内容を聞いて、とても感じた時間でした。

保護者の方や、職場の方々からも「このような機会を与えていただき、本当にありがとうございました」とのお話をいただいています。

## 2) 区内企業のパネル展

区内企業のパネル展では、障害者雇用に取り組んでいる区内企業11社にご協力を頂き、社内の障害者雇用の取り組みの状況や働いているご様子、今後働きたい、雇用したいと考えている当事者や企業に向けたメッセージをご紹介するパネルを展示する企画をしました。

## 3) 区内福祉事業所の紹介スライドショー

区内福祉事業所の紹介スライドショーでは、区内の就労移行支援事業所や就労継続支援A方、就労継続支援B方、精神科デイケアや区関係機関、全26事業所紹介スライドショーを動画にまとめて紹介する企画をしました。また、就労支援専門部会の委員が所属する組織に在籍される当事者の方より、働くことへの想いや希望、夢など「メッセージ」をお送りいただきました。それらメッセージも当事者の声として、スライドショーの中でご紹介をしました。

## 区内企業のパネル展/区内福祉事業所の紹介スライドショー





## 当事者の声 (抜粋)



企業、特別支援学校、障害福祉施設に在籍される当事者の方から、働くことへの想いや希望、夢など「メッセージ」をお送りいただきました。

私は、現在の会社に就労してからメール関係の仕事をしていましたが、拠点の増設によりメール関係以外の会議室の清掃やカフェ関係の清掃や補充を任されるようになりました。

初めての仕事をメンバーと共有しながら行うことで、チームワークが養われ思いやりやフォローする大切さを学びました。

そして、今年から新設されたカフェを担当し、お客様の接客は勿論仕入れ先からの品物のチェックと会計及び売上げの確認・報告を行っています。また、カフェコーナーでお客様がくつろげるようにカフェコーナーの机の除菌と4Sも行っています。

お客様に喜んでお買い上げいただくため、笑顔と心遣いを大切にしています。

そして、メール業務をはじめ清掃や接客を経験させてもらうことで、「できない」「やりたくない」

「私には無理」という気持ちを持たず、チャレンジしようとする姿勢が自分の職域の拡大につながったと思っています。

これからも頑張っていきたいと思います。(入社6年)

サードは作業だけでなく様々な係活動があります。

毎年10月に行われている百貨店祭りに出す品物を作っていて楽しい。

楽しく作業ができている。

サードに通所しながらアルバイトをしたい！サードは安心できる所なのではずしくない。

お祭りなどの地域活動に参加できることが楽しみです。

忘年会や旅行があって楽しいです。

お給料で野球のチケットを取りたい。  
い。

会社の人とボウリングに行きたい。  
い。

自分の給料で、家族と一緒に世界旅行に行きたい。  
い。

お給料で、四国や大阪に行きたい。  
い。

お給料でパン作りセットを買いたい。  
い。

お給料でサンライズ瀬戸号乗りたい。  
い。

自分はまだ自分の障がい特性について理解できていない部分があるので、その部分を知りたいです。

自分がどんな仕事に合っているのか、自分の特性を発揮できるのか知りたいです。

東京都内で正社員で働きたいです。

新しい職場で仲間と協力しながら仕事をしていけるか不安です。

職場の人間関係が良いのか不安です。

報・連・相がしっかりできるか不安です。

やりがいを持って働けるか不安です。

困った時にフォローしてもらえる職場を希望したいです。

相談窓口や困っているときにすぐに相談できる機関が備わっている職場を希望したいです。

若い人たちが活躍している職場を希望したいです。

年齢が結構いってしまっているの  
で、自分に合った求人があるの  
か不安。基本的な事を学ん  
で、就労後に活かしたいと思  
っております。

好きなことを仕事にしていきたい  
が、職種やどのような仕事に向  
いているかが定まっていな。今  
後は選択肢を広げていくとともに  
自分の適性を知り、どんなこと  
が向いているのか、慎重に進め  
ていきたい。

次の職場では無理せず自分を大切に  
しながら毎向きに働きたいです。ジ  
ョブリック飯田橋で学んだセルフケアを  
十分生かしていきたいです。

自分の居場所が欲しい。社会的  
な役割が欲しい。今いる就活と  
いう状況から抜け出したい。

職場見学、職場実習では、自分にこの職場・仕事はあっていると思っていたが、実際に入社して勤務してみると「会社になじめない」や「仕事にやりがいを感じない」などの悩みが出てくるのだろうか？

転職をするにしても年齢制限があるので会社選び・職種選びに失敗したくないです。

早く働きたい。ジョブリッヰ飯田橋に長くいるので、このまま居て良いか不安。

まずは、年内に就職したいです。

早く働きたい気持ちはあるが、どんな会社が自分に合っているのか、今までの働き方や仕事内容を生かすのか、など、いろいろ考えてから活動したいと思う。

働き方や今後の生き方について考え直すきっかけにして、長く働けるように会社選びをしていきたい。

胸を張って社会に参加できるようになりたい。

## 4) 文の京ハートフル工房販売会の同時開催

文の京ハートフル工房販売会では、第20回共生のための文京地域支援フォーラム実施に合わせて開催しました。当日は区内8事業所が出店をしました。また、イベント企画として机上カーレットの体験会を開催し、誰もが楽しめるスポーツの一つとしてご紹介をしました。



## 第20回 共生のための文京地域支援フォーラム (2024.11.26)

### 『しょうがいのある方のいろいろな働き方』 アンケート集計（抜粋）

今回のフォーラムに参加してのご感想を教えてください。

大変良かった 49名

良かった 18名

普通 1名

良くなかった 0名

無回答 2名

## 2. 就労選択支援事業について

国より就労選択支援事業の詳細な情報が示されていない状況ではありましたが、就労選択支援事業の概要と文京区内の現状について部会内で確認をいたしました。

意見交換では、就労選択支援事業が開始された場合の現場における課題感（特に特別支援学校在校生の就労選択支援事業利用にあたる流れや現行の就労アセスメントとの兼ね合い）やアセスメントの課題（事業で想定されているアセスメント期間1ヶ月でアセスメントが仕切れるかどうか）、地域体制の整備の課題（就労選択支援事業実施予定事業所が1箇所のみであること、相談支援事業所との連携について）などが課題としてあがっていました。

## 2. 就労選択支援事業について どんな事業？

就労選択支援事業が令和7年10月より新たに創設されます。

障害のある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援する事業になります。

対象

- ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
- ・ 令和9年4月以降

新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者

就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向がある者

---

# 03 来年度に向けて

文京区内の、どの就労選択支援事業所、誰に相談をしても質の高い就労のアセスメントが受けられる地域を目指して取り組みます！

**就労支援専門部会 年3回予定**

**地域の課題を整理し、WGで優先的に取り組む内容を検討する**

**ワーキンググループ（WG）年10回～12回程度予定**

**優先的に取り組む内容を具体的に検討・実行する“実働部隊”**

令和元年度：知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換を開催（講師：司法書士）。

令和3年度：当事者部会委員の体験談の発表から意思決定支援を考える（当事者部会との合同開催）。

令和4～5年度：成年後見制度の相談・利用のタイミングの難しさ等の課題から、地域で権利擁護を支える「仕組み」を、「ライフステージ（ライフイベント）における必要な支援とは」という視野に広げる。

様々な背景を持つ部会員からの事例を基に共通認識を図りつつ、必要な支援や相談支援体制、意思決定支援について考える。



## 令和6年度 検討内容

必要な支援や相談支援機関につながるようなツールを検討。まずは支援者を対象とし、成果物は既存の制度や関係機関のパンフレット等に掲載、挟み込む形での利用を想定。

ライフステージ及びライフイベントについて・・・経験しておいた方がいいこと、利用できる事業、成年後見制度の必要性、準備検討のタイミング等を可視化するための項目の精査、実際の事例の集約にて成果物の案を作成。

## ツール完成に 向けて

ライフステージ・・・学校卒業、親なきあと、高齢期が重要。障害の程度により関係する項目変化あり。仕事は年代問わずポイント。定年後は地域の中でどのように生活を支えていくかが重要。成人になると単独で契約できる＝親の取り消しができなくなる。契約の課題、金銭面は帯で記載を検討。

ライフイベント・・・精神障害は発症時期が分からないため、時系列に入れずに記載。ライフステージ変化のタイミングでの発症も多い。人生におけるイベントの時系列は変更しなくてもいいが、本人が将来を見据えてどのような流れになるのか分かるといい。表に落とし込むよりコラムや事例でつながった過程を入れた方が分かり易い。

事例・・・家族が抱える、知的・精神障害重複、本人に病識がない、成年後見制度を検討はしたが利用しなかったケース等の共有。

# 「生活の変化」から考える 成年後見制度利用ガイド

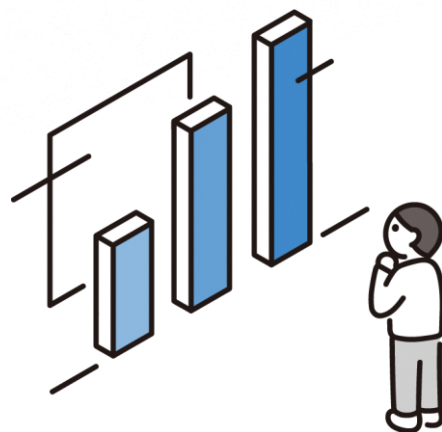
支援者・サポーター向け



「成年後見制度」の利用について検討するのはどのようなタイミングなのか？  
それはきっと、生活に「変化」が生じた時ではないでしょうか。

ご本人とご家族、支援者が、成年後見制度活用を含めた生活について検討できるよう、それぞれライフステージやライフイベントで考えられる変化や観点を表にしました。

ぜひ相談・支援の一助にしてください。





## ライフステージ

主に知的障害のある方は、ライフステージをベースに、ライフイベントも見てみてください



## ライフイベント

主に精神障害のある方は、ライフイベントをベースに、ライフステージも見てみてください



卒業・進路  
／成人

親の高齢化・家族の病気  
／親亡き後

高齢期

- 【制度・支援者の変化】
- 卒業後の相談先
  - 進路
  - 貸金・手当の管理

- 【親亡き後へ】
- 身上保護(法律面・福祉面)
  - 財産管理・相続・収入確保
  - 暮らしの場
  - 親や家族の介護

- 【制度・支援者の変化】
- 介護保険制度優先
  - 支援者の変化
  - 加齢による心身面の変化

特に「児童福祉法」から「障害者総合支援法」へ移行する際、療育・教育・福祉の各分野が切れ目のない支援が行えるよう、各個別支援計画と連携しアセスメントできることが重要と考えます。また、「介護保険法」の対象年齢となった際も同様です。ご本人を中心に、どのように情報共有し支援するか、一緒に考えていきましょう。

制度導入や準備を考えるタイミング



どのようなことが起こるのか？  
どのようなことが必要になるのか？

住まい

- 一人暮らし ●グループホーム ●入所・退所  
(退所や退院後の住居の確保や地域生活をスムーズに行っていくための「地域移行支援」の活用)

仕事

- 就職(一般就労/福祉的就労など)
- 離職 ●転職(就労先の変化/就労形態(一般就労⇄作業所など)の変化)
- 就労支援・就労継続支援 ●自立訓練・生活介護 ●定年後の地域生活

契約

- 18歳(成年)より保護者の同意なしに契約などができるようになる  
(未成年者取消権が認められない)

お金

- 収入(給与/年金/手当など)の確保・管理・手続き
- 支出の管理・手続き ●財産管理 ●相続

家族

- 親や兄弟姉妹などの住まいの変化(独立・就労関係・婚姻関係)
- 親や兄弟姉妹などの体調面での変化(病気やケガ) ●親亡き後

## 相談支援機関・権利擁護センターへ相談

各ライフステージやライフイベントにおいて、適切に制度が利用できるようにするためにできることは何か？  
また、事前に準備することで、各ライフステージやライフイベントで、ご本人と一緒に考え決められること、ご本人が事前に経験しておくことで選択肢が増えることが考えられます。また、そのことが意思決定支援にもつながります。

ぜひ相談支援機関・権利擁護センターと一緒に考えていきましょう。

相談支援機関や権利擁護センターにご相談があった例を、裏面にコラムとしてご紹介します。

### 成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない状態にあり、財産管理や契約をはじめとする法律行為を行う事が難しい場合や生活上の支援が必要な場合に、本人にとって不利益が生じないよう、法律や生活面に配慮しながら支援する人(後見人等)を定め、本人を支援・保護する制度です。

～相談支援機関や権利擁護センターにご相談があった例を、  
コラムとしてご紹介します～

### コラム①： 親の高齢・入院で今後のことを考えた



親と暮らしていたご本人。金銭管理は親が行っていて、決断の時も親と相談してきた。親が高齢になり入院したことをきっかけに、グループホームに入居。決められたお小遣いを使う事は出来たが、全体の金銭管理は難しい状況。地域福祉権利擁護事業※の利用を開始し、日常的な金銭管理の支援を受けている。決断の時には今までのように親に相談することに加え、支援者にも相談しながら意思決定を行っている。

### コラム②： 地域福祉権利擁護事業から後見制度へ



知的障害・精神障害がある実家暮らしのご本人。地域福祉権利擁護事業を利用し、定期的にご本人に代わり銀行へ行き、生活費をおろして届けてもらう支援を受けていた。親が亡くなり、相続手続きや名義変更の必要性が生じたため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度の利用へと引き継いだ。ご本人が後見人へ直接言いづらいことは、ご本人との付き合いが長い障害サービスの支援者が間に入って伝える等、チームとして支援している。

### コラム③： チーム支援で後見制度の利用へ



実家で一人暮らしの方。何かしらの疾患がありそうだがご本人には病識がない。ライフラインが止まり、生活が成り立たず近隣住民から相談が寄せられていた。近隣住民、行政、障害サービス支援者等で案を持ち寄り、後見制度の利用方針となった。選任された後見人を含む支援チームでの継続的な働きかけにより、徐々にライフラインが復旧し、最低限度の生活が成り立つようになってきた。まだまだ課題は多いが、徐々に支援者を増やししながら、ご本人の気持ちに寄り添い、チームでの支援を継続している。

#### ※地域福祉権利擁護事業とは？

ご本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの手続等や、日常的な金銭管理について支援する事業です。（詳細は、文京区社会福祉協議会にお問合せください）

文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会 事務局

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター（あんしんサポート文京） ☎ 03-3812-3156



# 令和6年度障害者地域自立支援協議会 (全体会)

## 子ども支援専門部会報告

# 1. 令和6年度子ども支援専門部会

# 第1回 研修会の準備

支援の「切れ目」を明らかにするために、研修会の目的を3つに設定

1. 教育と福祉が協働し、「切れ目」のない支援を実現するために文京区独自の課題を抽出
2. 教育と福祉がそれぞれの専門性を尊重し、相互に連携するための知恵を出し合う
3. 参加者同士が顔の見える関係を構築する

# 第2回 研修会の実施

令和6年7月29日

「切れ目のない支援を実現するために～教育と福祉の連携と課題～」

1. 教育関係者、福祉関係者など、98名の参加
2. 前半：教育センター、教育指導課、障害者就労支援センター、大塚生活あんしん拠点から話題提供

後半：支援の切れ目についてグループワーク

→「切れ目・課題」「強み・資源」「知恵・提案」についてまとめた

# 第3回 研修会の振り返り

## 1. アンケート結果

- ・ 多職種連携の重要性
- ・ 顔の見える関係づくり
- ・ より良い支援について学びたい、等々

# 第3回 研修会の振り返り

## 2. グループワークでわかったこと

### ① 縦の切れ目

- ・ 幼児期から小学校への切れ目：移行期の情報共有が不十分、療育の途切れ
- ・ 小中高校の切れ目：進級や進学時に情報が途切れる
- ・ 18歳の支援の切れ目：制度変更によって連携が不十分
- ・ 成人後の社会適応の課題：グレーゾーンへの支援不足、成人後の居場所不足、65歳の切れ目、等

# 第3回 研修会の振り返り

## 2. グループワークでわかったこと

### ②横の切れ目

- ・ 教育・福祉・医療の切れ目：アセスメントや支援計画の共有不足によって一貫性のある支援ができない
- ・ 保護者支援の切れ目：保護者同士の繋がりが少ない
- ・ 情報の切れ目：制度の周知不足、相談のハードル、民間と公的機関との切れ目
- ・ 保護者の気持ちと子どもの気持ちの切れ目：保護者の思いが優先され子どもの気持ちが置いてきぼりになる

# 第3回 研修会の振り返り

## 2. グループワークでわかったこと

### ③文京区の強み・資源

- ・ 福祉・相談支援の資源
- ・ 学校・教育の資源
- ・ 地域資源・居場所の資源
- ・ 保健・医療の資源
- ・ 家庭や保護者の強み
- ・ 各分野の専門家などの人的資源

# 第3回 研修会の振り返り

## 2. グループワークでわかったこと

### ④ 強み・資源を活かし「切れ目を繋ぎ目」にするための知恵・提案

- ・ 顔の見える関係作り: 支援者同士の信頼関係がより質の高いサポートを可能に
- ・ キーパーソン作り: 各機関を繋ぐキーパーソンが一貫してサポート
- ・ 個人情報を考慮した情報共有の仕組み作り: アセスメントや支援計画を共有
- ・ 人材育成: 研修を通じて支援の質を向上
- ・ 医療の活用: 医療的ケア児へのサポートの充実、医療機関と教育・福祉の協力案

# 第4回 令和6年度総括、 令和7年度実施方針について意見交換

1. 令和6年度の振り返りを行い、令和7年度の研修会の検討を行った

## 2. 令和7年度子ども支援専門部会(案)

# 令和7年度子ども支援専門部会について

事例をもとに地域課題の掘り下げを行う

## 1. 目的

- ・ 地域課題の明確化と解決策の共有
- ・ 関係者同士の顔の見える関係の強化
- ・ 支援の質向上と実践的な学びの場の提供

## 2. 実施の流れ

- ・ 第1回子ども支援専門部会の委員で事例を検討
- ・ 第2回以降で関係者と共に事例検討会を行う

→縦の切れ目(年齢)、横の切れ目(福祉、教育、医療等)を超えて、  
多くの方の参加を呼び掛けたい

れいわ ねんど しょうがい とうじしゃ ぶかい  
令和6年度 障害当事者部会

かつどうほうこく  
活動報告

れいわ ねんととうじしゃぶかい と く  
令和6年度当事者部会の取り組み・スケジュールについて

- れいわ ねん がつ のとはんとうじしん  
• 令和6年1月の能登半島地震

⇒ ぼうさい けんとう  
防災について検討していきたい

- しょうがい りかい ぶか ため  
• 障害についての理解を深めてもらう為に

みんせいいいん こうりゅうかい おこな  
民生委員との交流会を行いたい

がつ にち  
6月28日

だい かい しょうがい とうじしゃ ぶかい  
第1回 障害当事者部会

がつ がつ  
7月~9月

ぼうさい たいけん きぼうしゃ たいしょう  
防災体験ツアー（希望者対象）

ぼうさい さいがい  
防災・災害について  
いけん こうかん  
意見交換

がつ にち  
10月18日

だい かい しょうがい とうじしゃ ぶかい  
第2回 障害当事者部会

がつ にち  
1月17日

だい かい しょうがい とうじしゃ ぶかい  
第3回 障害当事者部会  
みんせい じどう いいん こうりゅうかい  
（民生・児童委員との交流会）

ぼうさい  
防災をテーマに

たいけんないよう  
体験内容

- ① じしんたいけん 地震体験      ② けむりたいけん 煙体験      ③ しょうかたいけん 消火体験      ④ ぼうさいどうがしちよう 防災動画視聴  
きゅうきゅうたいけん 救急体験

ないよう  
インタビュー内容

- ① さんか かた しつもん ぼうさいかん りよう とお きづ (参加した方への質問) 防災館の利用を通して気付いたことや感想を教えてください。  
② じっさい さいがい あ こま おも 実際に災害に遭ったら、どんなことに困ると思いますか。  
じしん そうぐう ばあい かさい そうぐう ばあい  
(地震に遭遇した場合・火災に遭遇した場合)  
③ さんか かた しつもん きゅうきゅうたいけん かんそう おし (参加した方への質問) 救急体験の感想を教えてください。  
④ こんご さいがい たい そな おも なに 今後、災害に対して備えたいと思ったことは何かありますか。

ぼうさいたいいけん ほうこく  
防災体験ツアーについての報告

さいがい ぼうさい いけんこうかん  
災害・防災について意見交換



だい かい とうじしゃぶかい じんせいいいんこうりゅうかい  
第3回当事者部会（民生委員交流会）

- さいがい とうじしゃ いけん おこな  
・ 災害についての当事者の意見をもとに行う。
- ぼうさいか ふくしせいさくか しゅっせき いらい  
・ 防災課、福祉政策課に出席を依頼する。

しょうがいしゃ じけいかく ひょうか  
障害者・児計画の評価

しょうがいおよ しょうがいしゃ じ たい りかい そくしん りかいそくしん けんしゅう けいはつ じぎょう  
障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）

きょうせい ちいきしえん  
◆ 共生のための地域支援フォーラム

こころ  
◆ 心のバリアフリーハンドブック

とうじしゃいいん きぼうしゃ じんせいいいん ゆうし よ あ かい じっし  
※ 当事者委員（希望者）と民生委員の有志による読み合わせ会も実施

テーマ : さいがい しょうがい かんが  
災害から障害について考える

ぼうさいたいけん とお しょうがいとうじしゃ ぶかい いけん  
防災体験を通しての障害当事者部会での意見

みんせい いいん しょうかい  
民生委員の紹介

わたし さいがい そな  
私たちの災害への備え

ぼうさいかんたいけん とお  
防災館体験を通して

いけんこうかん  
意見交換

ふくし ひなんじょ  
福祉避難所について

ぶんきょうくひなん こうどうようしえんしゃ ひなん しえん  
文京区避難行動要支援者避難支援プランについて

- みんせい いいん そんざい こころづよ たよ  
民生委員の存在が心強く頼りにしたい
- とうじしゃ ぶあん しんぱいごと なま こえ き  
当事者の不安や心配事など生の声を聴くことができた
- めいぼとうろくしゃ みんせい いいん かお み かんけい かだい  
名簿登録者と民生委員の顔の見える関係づくりの課題
- さいがいはっせいじ みんせい いいん く しょくいん みな ひさいしゃ  
災害発生時は、民生委員も区の職員も皆被災者となる
- へいじ ひなんけいろ ひつよう しえん かくにん ひつよう  
平時から避難経路や必要な支援などの確認が必要
- ちいきせい ぶ しえん ちいきぜんたい かんが たいせつ  
地域性を踏まえた支援を地域全体で考えていくことも大切

● 民生委員の存在が心強く感じ、頼りにしたい。

● 下水道の復旧に時間がかかることを知り、自宅の災害時トイレ用凝固剤の  
備蓄を増やしたい。

● 地震時と水害・土砂災害時では避難場所が違うことがわかり良かった。

● 災害発生時の薬の調達に関する不安がある。

⇒ 文京区で薬の備蓄は行っていない。配給するにしても時間がかかってし  
まう。そのため、服薬情報がわかるもの（お薬手帳やメモ）を常に持ち  
歩いておいてもらいたい。薬剤師会との連携も必要となる。

● 視覚障害があると薬を取りに行くのも容易ではない。手元に届けてくれる  
ようなシステムがあるとよい。

● 避難時に障害者手帳やお薬手帳を所持することを忘れた場合の対応はど  
うすればよいか。

⇒ 文京区民の方は、お名前や生年月日等を教えてもらえれば情報参照が  
可能。他区の方は、確実に身に付けているもの（携帯電話や財布）にメモ  
を入れておいてもらえると区職員や民生委員も対応しやすいかと思う。

● 障害当事者が他区の就労先で被災した場合は、その区の避難所に行ってもよいのか、家族は心配している。

● 民生委員は要支援者名簿に名前のある方の自宅を訪問してどんどん顔を売ってもらいたい。

⇒ 要支援者名簿を民生委員が持っていることを知らない人もいて、いまのご時世訪問しにくい面もあるが、顔の見える関係づくりができるよう動いていきたい。

⇒ 名簿登録をする際に町会や民生委員への共有を同意する書類を提出いただいている。名簿の活用や個人情報<sup>あつか</sup>の扱いについて、周知されるよう防災課も説明<sup>せつめい</sup>をしていきたい。

● 身寄りがない。避難所に行くときに民生委員に同行してもらえるのか。

⇒ 各避難所に民生委員が2～3名いるので、何か困ったことがあれば声を掛けて欲しい。

● 避難所でのプライバシーは守られているのか。

⇒ 背丈ほどのパーティションを設置予定。ただ、あくまで配慮程度。障害特性上<sup>とくせいじょう</sup>集団生活<sup>しゅうだんせい</sup>が難しい方<sup>むずか</sup>に対しては、区でホテルを手配することも検討<sup>けんとう</sup>している。

● ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とろくたいしょうしゃ ぼうさいか しりょう あい てちょう  
避難行動要支援者名簿の登録対象者について。防災課の資料では愛の手帳1  
ど  
～3度となっているが、4度の方は対象とならないのか。

あい てちょう ど かた きぼう かた とろくかのう  
⇒愛の手帳4度の方も希望する方は登録可能。

● ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ の しょうがいしゃ さいがいじ あんびかくにん だれ  
避難行動要支援者名簿に載っていない障害者への災害時の安否確認は誰が  
おこな  
行 うのか。

⇒①かんけいきかんきょうゆうほうしきめいぼ ほんにんじょうほうていきょうどうい みんなせい いんていきょう な  
関係機関共有方式名簿（本人情報提供同意なしで、民生委員提供無

し）に記載されている場合は、こうれいしゃ そうだん しょうがいしゃ  
高齢者あんしん相談センターや障害者

きかんそうだんしえん くしょういん れんけい あんびかくにんとう じっし  
基幹相談支援センターと区職員が連携し、安否確認等を実施する。

⇒②かんけいきかんきょうゆうほうしきめいぼ ほんにんじょうほうていきょうどうい みんなせい いんていきょう な  
関係機関共有方式名簿（本人情報提供同意なしで、民生委員提供無し）

きさい ばあい くしょういん ちゅうしん じょうほうしゅうしゅうとう おこな  
にも記載されていない場合は、区職員を中心に情報収集等を行う。

● ふくしひなんじょ ひつよう おう かいせつ かいせつよてい こうほしせつ  
福祉避難所は必要に応じて開設されるとのことだが、開設予定の候補施設を

みんなせい いん おし かのう かいせつ さい こくち  
民生委員に教えてもらうことは可能か。開設する際は告知されるのか。また

ふくしひなんじょ いどう かた じょうほう みんなせい いん きょうゆう  
福祉避難所へ移動する方の情報は民生委員へ共有されるか。

⇒①ふくしひなんじょ きょうていしせつ ぶんきょうくぼうさいけいかく ぼうさいち すとう きさい  
福祉避難所の協定施設は、文京区防災計画や防災地図等へ記載されて

いる。なお、ふくしひなんじょ かいせつ あ ひさいじょうきょう ふくしひなんじょ  
福祉避難所の開設に当たっては、被災状況や福祉避難所

しせつ じょうきょう かいせつ ひつようせい そうごうてき ほんだん く かいせつ けつてい  
施設の状況など、開設の必要性を総合的に判断して区が開設を決定す

る。

②福祉避難所開設後は、開設場所・福祉避難所の役割等について、防災アプリやホームページを通して周知する予定。

③同意方式名簿に記載されている方については、福祉避難所に移送した旨を民生委員への情報共有することが可能。

●避難行動要支援者名簿の文字を大きくしてほしい。用紙に地模様があり、小さな文字である。災害時に老眼鏡が手元にあるとは限らないので、もう少し配慮と工夫をお願いしたい。

⇒避難行動要支援者名簿について、来年度以降記載項目も含めた内容の見直しを実施予定。その際に文字の大きさ等の視認性に関しても検討する。

●当事者部会に聴覚障害者や失語症当事者は含まれないのか。

⇒以下の要件を満たす方を当事者委員としている。20歳以上の区内在住・

在勤・在学・障害者施設通所者で、知的・身体・精神に障害のある手帳

をお持ちの方、発達障害者支援法に規定する発達障害者又は難病

医療券をお持ちの方（区議会議員、区職員及び応募時に区の審議会等の

委員に2以上在籍している方を除く）